

墨田区監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和8年度定期監査（第1回）の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年8月27日

墨田区監査委員	岩 佐 一 郎
同	小 暮 和 敏
同	堀 内 芳 訓
同	はねだ 福 代

令和 8 年度定期監査（第 1 回）監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに墨田区監査基準

2 監査対象

主に令和 7 年度の事務事業の執行にかかわるもの

3 監査実施事業所等及び実施日

別紙「令和 8 年度定期監査（第 1 回）日程表」のとおり

4 監査実施期間

（ 1 ）事業所（すみだ保健子育て総合センター内の各課含む）

令和 8 年 5 月 1 日（金）から同月 28 日（木）まで

（ 2 ）区立学校

令和 8 年 6 月 2 日（火）から同月 29 日（月）まで

5 監査の方法

各事業所及び区立学校から提出された資料等を基に、実地監査の方法で実施した。

6 監査方針

（ 1 ）事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。

（ 2 ）事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。

（ 3 ）予算の執行及び管理は、適正に行われているか。

（ 4 ）金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。

（ 5 ）財産の管理は、適正に行われているか。

（ 6 ）事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

7 監査項目

（ 1 ）予算執行に関する事務

（ 2 ）給与・服務に関する事務

（ 3 ）物品管理に関する事務

（ 4 ）扶助費に関する事務

（ 5 ）補助金に関する事務

（ 6 ）その他

8 監査委員の関与

監査委員 岩佐一郎、監査委員 小暮和敏及び監査委員 堀内芳訓は、4の期間の全ての監査に関与した。

なお、前監査委員 おおこし勝広は令和8年5月28日まで実施した監査に、監査委員 はねだ福代は同月29日以降実施した監査に関与した。

9 監査結果

(1) 指摘事項

ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。

(ア) 事案の決定手続が確認できないもの

a 委託に係る起案文書がないものがあった。(教育センター)

(イ) 事案の決定手続に誤りがあるもの

a 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長の専決としているものがあった。(保健計画課)

b 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長の専決としているものがあった。(子育て支援総合センター)

c 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長の専決としているものがあった。(保健計画課)

d 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあった。(保健計画課)

e 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあった。(保健計画課、保健予防課、健康推進課、教育センター)

(2) 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認するとともに、後日処理結果の報告により訂正等されたことを確認した。

ア 職員の給与・服務関係を適正に行うべきもの

(ア) 休暇等申請に関すること。

a 健康管理支援職免で、参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあった。(1課、1事業所)

b 子の看護等のための休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。(2課、2事業所、1校)

- c 出張の後に帰庁せず、年次有給休暇を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあった。(4課、2事業所、3校)
- d 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力を誤り、そのまま決裁されたことにより、往復の旅費が支給されているものがあった。(4課、1事業所)
- e 旅行経路の一部に通勤手当等支給区間があるにもかかわらず、システム入力を誤り、そのまま決裁されたことにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。(1課、1校)
- f 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力を誤り、そのまま決裁されたことにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。(1課)

イ 経理関係を適正に行うべきもの

(ア) 補助金に関すること。

- a 中学校部活動大会参加者交通費等補助金交付要綱で学校長が保護者から委任を受けて申請等の手続を行うと定められているが、委任の事実を確認できる書面がないものがあった。(2校)
- b 校外施設見学交通費補助金、墨田区立小・中学校移動教室等補助金、墨田区特色ある学校づくり推進事業補助金の現金出納簿で、日付、金額の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(4校)

(イ) 前渡金に関すること。

- a 現金出納簿が作成されていないものがあった。(1課、1事業所)
- b 現金出納簿で、日付、金額の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(2課、3事業所)

(ウ) 契約履行に関すること。

- a 契約履行届で、履行年月日等の記載のないものや記載誤りのあるものがあった。(3課、4事業所)
- b 検収調書で、日付等の記載のないものや記載誤りのあるものがあった。(3課、2事業所)

(エ) 郵券・こども商品券管理に関すること。

- a 郵券の受払で、帳簿を備えていないものがあった。(2課)
- b 郵券・こども商品券の受払簿で、日付、枚数の記帳漏れや記帳誤りのあるものがあった。(3課、1事業所、5校)

(オ) 備品管理に関すること。

- a 備品番号等を記載したラベルが貼付されていないものがあった。(1課、1事業所、1校)

ウ 施設等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 施設の安全管理に関すること。

a 本棚等に転倒防止策が講じられていないものがあった。(2事業所)

(イ) 学校における毒物及び劇物の保管・管理に関すること。

a 薬品の定期的な点検等がされていないものがあった。(1校)

10 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 適切な事務処理について

指摘事項については、起案文書の未作成が1事業所、決定権者の誤りが3課と2事業所において確認された。令和7年度の定期監査(第1回)では、起案文書の未作成が1課、決定権者の誤りが2課と3事業所であったため、指摘を受けた課・事業所の数としては横ばいであり、改善の傾向がみられない。今回の指摘事項となった事案は、1件500万円を超える委託契約について、実施に関する起案文書が作成されていなかったものや、約1億1,000万円の借上げ契約について、対象機器が変更になったことに伴う契約変更を行う際に、区長決定を行う必要があったにもかかわらず課長決定としていたものなどがあった。指摘した案件の歳出事業予算総額としては約1億8,700万円となり、これだけ多額の予算に関する事案に事務処理の誤りがあったことについて、真摯に受け止める必要がある。

決定権者の誤りについては毎年確認されており、1つの課で複数の指摘事項があったほか、複数の課において同様の誤りがあったことから、これまでに取り組まれてきた全庁的な予防策は十分な成果につながっていないと言わざるを得ない。起案文書は、施策事業等の実施に関する意思決定の文書であり、決定権者の誤りは、その事案実施の根拠となる意思決定に瑕疵があったことを意味する。また、情報公開請求の対象となれば、原則公開の公文書であることも視野に入れるべきである。こうしたことを踏まえ、職員一人一人が立案者としての責任を意識し、前例踏襲による漫然とした「やつつけ仕事」ではなく、根拠規程や手引・マニュアル等の確認を徹底するとともに、上司や文書取扱主任等がその権限と責任のもとにチェックする組織としての未然防止機能を十分に発揮できるよう、改めて全庁を挙げた再発防止策の検討に取り組まれない。

一方で、特殊勤務手当の誤支給事案は昨年度に引続き今年度も確認されなかった。各所管で改善に取り組まれた結果であり評価できる。今後も引き続き、未然防止に努められたい。

指導・注意事項については、職員の休暇や旅費の申請における入力ミス、現金出納簿や郵券等の受払簿の記帳漏れや誤り、契約関連書類の不備などが多く見受けられた。

これらのうち、職員の休暇や旅費の申請における入力ミスなどについては、庶務事務システムが更新されたことにより、今後減少していくことに期待したい。一方、会計管理室や契約課の事務処理方法の変更により、所管課の責任において行う事務処理が増加していることから、これまでとは違った事務処理上の誤りが散見されており、今後も増加することが懸念される。こうしたミスは、先述した組織としてのチェック体制の強化が不可欠であるとともに、事務スキルのレベルに応じた個別指導などにより、未然防止や再発防止に努められたい。

（２）施設等の安全管理について

今年度は、避難経路の確保や消火器等の設置場所の管理などは適正に行われていた。

また、毒物及び劇物の管理についてもおおむね適正であったが、１校で薬品の種類・数量を確認する定期点検が行われていなかった。

施設の安全管理については、監査期間中に、他区の小学校において火災が発生するという事案があったことから、本区でも起こりうる事案という意識をもって臨む必要がある。具体的には、定期的に学校や公共施設における設備・機器の点検の実施や職員等への使用方法の確認・周知を行うとともに、事故発生時の初動対応や避難対応等について訓練等を行うことにより、引き続き安全管理の徹底に努められたい。

令和8年度 定期監査(第1回)〔事業所等〕日程表

1 監査委員監査

月	日	監 査 対 象			場	所	
5月	7日(木)	9:25~10:15	10:15~11:05	11:10~12:00	当	該 施 設	
		保 健 計 画 課	生 活 衛 生 課	保 健 予 防 課			
5月	14日(木)	9:30~10:30		10:45~11:45		当	該 施 設
		すみだ障害者就労支援総合センター		緑出張所			
5月	19日(火)	9:25~10:15	10:15~11:05	11:10~12:00	当	該 施 設	
		健 康 推 進 課	子育て支援総合センター	教育センター			
5月	25日(月)	9:20~10:20		10:40~11:40		当	該 施 設
		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		たちばな保育園			
5月	27日(水)	9:30~10:30		10:45~11:45		当	該 施 設
		ひきふね図書館		すみだ清掃事務所			

2 事務監査

月 日	午 前	午 後	場 所
	(9:00~12:00)	(13:30~16:30)	
5月 1日(金)	保 健 計 画 課		当 該 施 設
5月 8日(金)	生 活 衛 生 課		当 該 施 設
5月11日(月)	保 健 予 防 課		当 該 施 設
5月12日(火)	健 康 推 進 課		当 該 施 設
5月13日(水)	教 育 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月15日(金)	子 育 て 支 援 総 合 セ ン タ ー		当 該 施 設
5月18日(月)	すみだ人権同和・男女共同参画事務所		当 該 施 設
5月20日(水)	ひ き ふ ね 図 書 館		当 該 施 設
5月22日(金)	す み だ 清 掃 事 務 所		当 該 施 設
5月26日(火)	緑出張所	すみだ障害者就労支援総合センター	当 該 施 設
5月28日(木)	たちばな保育園		当 該 施 設

令和8年度 定期監査（第1回）〔区立学校〕日程表

1 監査委員監査

月 日	9：15～10：15	10：30～11：30	場 所
6月 9日（火）	柳 島 小 学 校	文 花 中 学 校 （ 夜 間 学 級 含 む ）	当 該 施 設
6月11日（木）	緑 小 学 校 ・ 幼 稚 園	両 国 中 学 校	当 該 施 設
6月18日（木）	曳 舟 小 学 校	第 三 吾 孺 小 学 校	当 該 施 設
6月29日（月）	隅 田 小 学 校	寺 島 中 学 校	当 該 施 設

2 事務監査

月 日	午 前	午 後	場 所
	9：00～12：00	13：30～16：30	
6月 2日（火）	外 手 小 学 校	両 国 小 学 校	当 該 施 設
6月 8日（月）	豎 川 中 学 校	菊川小学校・幼稚園	当 該 施 設
6月17日（水）	本 所 中 学 校	両 国 中 学 校	当 該 施 設
6月23日（火）	隅 田 小 学 校	八 広 小 学 校	当 該 施 設
6月24日（水）	第 四 吾 孺 小 学 校	中 川 小 学 校	当 該 施 設
6月26日（金）	錦 糸 小 学 校	墨 田 中 学 校	当 該 施 設